



試合結果の確認はこちらへ！

全国教室ディベート連盟 大会Webサイト
<https://nade.jp/koshien/31th/schedule>



中学・高校決勝戦や表彰式の動画を後日配信！
<https://www.youtube.com/dkoshien>

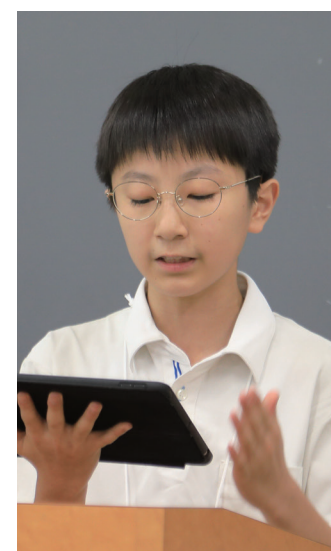


第31回全国中学・高校ディベート選手権

Debate Koshien

2026

ディベートの熱い夏がやってくる



【会期】2026
8/8~10
(SAT) (MON)

【会場】
千葉大学 西千葉キャンパス
教育学部
千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33

【主催】全国教室ディベート連盟
【特別協力】千葉大学教育学部

【後援】文部科学省・千葉大学・読売新聞社・千葉県教育委員会



ディベート甲子園

Debate Koshien 2026

【大会概要】

第31回全国中学・高校ディベート選手権

【会期】2026年 8/8 (土)～10 (月)

【会場】千葉大学教育学部

【主催】全国教室ディベート連盟
【後援】文部科学省・千葉大学・読売新聞社・
千葉県教育委員会
【特別協力】千葉大学教育学部

..... Resolutions 論題

中学の部

「日本は選挙の棄権に罰則を設けるべきである。是か非か」

- * 公職選挙法で定めるすべての選挙を対象とする。
- * 棄権とは、投票しないことであり、白紙投票は含まない。
- * 1回の棄権につき過料1万円を課す。
- * 病気等やむをえない理由による棄権は除く。
- * 収入は選挙についての広報にあてる。

高校の部

「日本は富裕税を導入すべきである。是か非か」

- * ここでいう富裕税とは、日本に居住する個人が保有する純金融資産に対し毎年課税する国税とする。
- * 課税の対象は純金融資産のうち3000万円を超える部分とし、税率は1パーセント以上とする。
- * 税金の使いみちを特定しない税(普通税)とする。

Debate Koshien 2026

ディベート甲子園

..... Contents 目次

開催にあたり・表彰	2	高校の部 論題について	12
地区大会一覧・全国大会出場校	3	高校の部 全国大会出場校一覧	13
大会スケジュール	4～5	高校の部 組み合わせ	14～15
ディベートの試合を楽しむために	6～7	大会ルール	16～19
中学の部 論題について	8	審査基準に関する解説	20～21
中学の部 全国大会出場校一覧	9	過去の論題と優勝校	22～23
中学の部 組み合わせ	10～11	会場地図・連盟連絡先	24



特定非営利活動法人
全国教室ディベート連盟 理事長

藤川 大祐

(千葉大学大学院教育学研究院長・教授)

開催にあたり

このたびは、第31回全国中学・高校ディベート選手権(ディベート甲子園)にご参加いただきまして、ありがとうございます。

全国教室ディベート連盟は、全国の中学生、高校生が互いに交流しながらディベートを学び、議論する力を伸ばす場をつくりたいとの願いのもと、1996年よりディベート甲子園を開催してまいりました。選手たちは論題発表から全国大会までの約半年間、多くの資料を読み込み、仲間と議論を重ねながら、自らの考えを磨いてきました。その努力の積み重ねが、この大会を支えています。

昨年度、第30回記念大会に際しては、多くの皆様から温かいご寄付やご支援を賜りました。おかげさまで、記念誌の発行をはじめとする記念事業を実施し、これまでの歩みを振り返るとともに、ディベート甲子園の意義を次の世代へ伝える貴重な機会とすることができました。ご支援くださった皆様をはじめ、出場校の先生方、審判・スタッフの皆様、応援してくださった企業・行政の皆様など、これまで大会を支えてくださったすべての皆様に、心より御礼申し上げます。

今年度の論題では、中学の部では政治の面から、高校の部では経済の面から、それぞれ社会の公正のあり方について深く扱えるものとなっていると考えられます。根拠に基づいて議論を重ねることで、これらの論題に関してみなさんが洞察を深めていただけることを期待しています。

ディベート甲子園は、多くの方々の知恵と善意によって支えられてきました。若い世代の挑戦の場をこれからも未来へ引き継いでいくため、当連盟も活動の充実に努めてまいります。引き続き、皆様の温かいご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、協力くださっているすべての皆様に感謝を申し上げますとともに、選手の皆さんが存分に力を発揮し、大きく成長されることを期待いたします。

表彰



優勝 (文部科学大臣賞)

主催者から賞状とトロフィー、優勝旗を授与



準優勝

主催者から賞状とトロフィーを授与



第3位

主催者から賞状とトロフィーを授与



入賞 (ベスト8進出校)

主催者から賞状を授与



ベストディベーター賞

主催者から賞状、トロフィーを授与

中学、高校の決勝に進出した学校の中から、マナーを含め優れたスピーチをした選手各1名に贈られます。



ベストコミュニケーション賞

読売新聞社から賞状、トロフィーを授与

相手の話を正しく聞き、自分の考えを分かりやすく伝えるというディベートに最も必要なコミュニケーションの基礎を重視し、コミュニケーション点の平均が最も高かった学校に贈られます。中学、高校から各1校が選ばれます。



最優秀指導者賞

主催者から賞状、トロフィーを授与

優秀な成績を収めた学校の指導者の中から、特に顕著な功績があったと認められる指導者に贈られます。中学、高校から各1名が選ばれます。



千葉大学学長賞

千葉大学から賞状を授与

競技ディベート普及の観点から、出場回数が少ないながら今大会で健闘した高校1校に贈られる奨励賞です。



Debate Koshien 2026

2026年 地区大会一覧・全国大会出場校



北海道地区

北海道

【日程】6/13(土)

【会場】北海道科学大学

(札幌市手稲区)

全国大会出場

中学

1校

高校

1校

東北地区

青森・秋田・岩手
山形・宮城・福島

【日程】6/28(日)

【会場】オンライン開催

全国大会出場

中学

1校

高校

4校

関東甲信越地区

東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城
栃木・群馬・山梨・新潟・長野

【日程】6/14(日)・7/19(日)・7/20(月・祝)

全国大会出場

中学

6校

高校

8校

【会場】

6/14(日)

慶應義塾高等学校(横浜市港北区)

7/19(日)・7/20(月・祝)

渋谷教育学園幕張中学校・高等学校(千葉市美浜区)

東海地区

愛知・岐阜・三重・静岡

【日程】7/25(土)・7/26(日)

【会場】椋山女学園大学

星が丘キャンパス

(名古屋市中千区)

全国大会出場

中学

5校

高校

5校

中国・四国地区

岡山・広島・山口・島根・鳥取
香川・愛媛・徳島・高知

【日程】7/19(日)・7/20(月・祝)

【会場】岡山白陵中学校・高等学校

(岡山県赤磐市)

全国大会出場

中学

3校

高校

4校

近畿・北陸地区

大阪・京都・滋賀・奈良・和歌山
兵庫・富山・石川・福井

【日程】7/12(日)

【会場】同志社大学

烏丸キャンパス

(京都市上京区)

全国大会出場

中学

3校

高校

4校

九州地区

福岡・佐賀・長崎・熊本
大分・宮崎・鹿児島・沖縄

【日程】7/4(土)・7/5(日)

【会場】尚絅中学校・高等学校

(熊本市中央区)

全国大会出場

中学

5校

高校

6校

大会スケジュール

8/8(土)

中学

高校

10:00	開会式 10:40～11:05 オンライン配信	
11:00	予選リーグ 集合11:25	予選リーグ 集合11:25
12:00	第1試合 11:30～12:35	第1試合① 11:30～12:45
13:00		
14:00		予選リーグ 集合13:30
15:00		第1試合② 13:35～14:50
16:00	予選リーグ 集合15:15	予選リーグ 集合15:15
17:00	第2試合 15:20～16:25	第2試合① 15:20～16:35
18:00		予選リーグ 集合17:00
19:00		第2試合② 17:05～18:20

8/9(日)

中学

高校

10:00	予選リーグ 集合9:55	予選リーグ 集合9:55
11:00	第3試合 10:00～11:05	第3試合① 10:00～11:15
12:00		予選リーグ 集合11:40
13:00		第3試合② 11:45～13:00
14:00	決勝トーナメント 集合13:55	
15:00	1回戦 14:00～15:05	
16:00	準々決勝 集合15:40	決勝トーナメント 集合15:30
17:00	15:45～17:00	1回戦 15:35～16:50

ディベート
ライブ中継
解説講座

13:50～15:10
【会場】2207

ディベートライブ中継解説講座

8/9(日) 13:50～15:10 【会場】2207

試合に出場するばかりが、ディベートの楽しみ方ではありません。ディベートの試合を「観る」というのも、お勧めしたい楽しみ方の一つです。今回のライブ解説は、別室で行われる中学の部の決勝トーナメント1回戦の試合を同時中継しながら、選手を経験した審判が講師として解説させていただきます。

試合の準備時間ごとに、各スピーチで展開される議論の意味や審判の受け止め方など、試合における見所や勝負のポイントをご紹介します。「実際の試合の模様を解説付きで見てみたい」とお考えでしたら、ぜひ会場へお越しください。どなたでも無料でご参加いただけます！

講師

神永 誠(全国教室ディベート連盟 理事)

田中 時光(全国教室ディベート連盟 常任理事)



8/10(月) 中学

高校

9:00		集合9:55
10:00	準決勝	10:00～11:15
11:00	決勝	集合11:55
12:00		12:00～12:40
13:00	講評・判定	13:30～13:50
14:00		
15:00	表彰式・閉会式	15:30～16:00
16:00		
17:00		
18:00		

	集合9:55
準々決勝	10:00～11:25
	集合12:10
準決勝	12:15～13:40
	集合14:15
決勝	14:20～15:10
	講評・判定 16:20～16:40
表彰式・閉会式	17:00～17:30

集合時刻は試合開始の5分前です。

◀ ディベートの試合を楽しむために ▶

ディベートって何？

ディベートとは、2つの立場に分かれて第三者を説得する形で行われる議論のことです。ディベート甲子園では、審判(ジャッジ)を説得することを目的とした競技ディベートにより、議論の優劣を競います。

競技ディベートでは、一定のルールに従って、肯定側と否定側のどちらかをランダムに担当して議論を行います。このように、自分の意見と切り離して議論を行うことで、物事を様々な角度から考えることになり、より深い思考を展開できるようになります。また、競技ディベートでは中立の立場にある審判を説得しなければなりませんから、相手をやり込めるような物言いは評価されません。説得のために努力することを通じて、議論のための議論ではなく、より妥当で説得力のある議論を考えようとする態度や能力を身につけることができます。

このように、競技ディベートでは、準備や試合を通じて議論を楽しみながら、論理的思考力や分析能力など、現代社会で求められる「自分で考えるための力」を養うことができるのです。



ディベートの みどころ

ディベートでは、試合までの準備で8割がた勝負が決まるとされています。ディベート甲子園でも、2月下旬～3月上旬に論題(議論のテーマ)が発表されてから、選手たちは難しい論題について議論するため、書籍や論文などたくさんの文献に当たり、それらを元にして立論を作ったり、相手の議論を予想して反論を準備したりと、長い時間をかけて今日の試合に臨んでいます。

こうした選手たちの努力を想像しながら、中高生が今回の論題についてどんな議論を準備してきたのか、また自分だったらどのように主張するか、といったことを考えながら試合をご覧になると、ディベートの試合をより楽しめるはずです。

◀ 試合の流れ ▶

		中学	高校
肯定側	立論	4分	6分
準備時間		1分	1分
否定側	質疑	2分	3分
準備時間		1分	1分
否定側	立論	4分	6分
準備時間		1分	1分
肯定側	質疑	2分	3分
準備時間		1分	1分
否定側	第1反駁	3分	4分
準備時間		2分	2分
肯定側	第1反駁	3分	4分
準備時間		2分	2分
否定側	第2反駁	3分	4分
準備時間		2分	2分
肯定側	第2反駁	3分	4分

講評・判定

試合が終わると、ジャッジにより、試合を振り返っての講評(アドバイス)と、判定の説明が行われます。試合の勝敗(判定)は、各ジャッジが独立して投票した結果を集計して決まります。各ジャッジは、メリットとデメリットを評価し、前者がより大きい場合には肯定側に、それ以外の場合には否定側に投票します。

【立論】

立論は、それぞれのチームが、自分たちの立場を支持すべき理由を述べるステージです。

肯定側は、論題を実行する具体的な方法(プラン)や、論題を実行することによって生じる利益(メリット)を提案すること、論題の採択を主張します。これに対して否定側は、論題を実行することで起こる不利益(デメリット)を主張することで、論題に反対する理由を述べます。

【質疑】

質疑の時間は、質疑者の主導により、一問一答形式で質疑応答が進行していきます。質問に答えるのは、立論を担当した選手です。質疑の目的は、相手の議論で不明確だった点の確認や、議論の前提となっている事実を追及することを通じて、議論の弱点をジャッジにアピールし、反駁を円滑に進めることにあります。質疑でのやり取りはそのまま判定材料になるわけではありませんが、反駁で取り上げられることを通じて判定に影響を与えます。

【第1反駁^{はんぱく}】

第1反駁は、両チームに与えられる1回目の反論機会です。ここでは主に、相手方の議論に対して打撃を与えることを目的とした反論が展開されます。

否定側第1反駁では、肯定側立論の内容(メリット)に対する反論が行われます。その次に行われる肯定側第1反駁では、否定側立論の内容(デメリット)への反論に加えて、メリットを守るために否定側第1反駁への再反論を行う必要があります。

【第2反駁^{はんぱく}】

第2反駁は、両チームの2回目の反論機会であり、試合でスピーチできる最後の機会です。

第2反駁では、試合で争われた個々の争点について、再反論やまとめを行ったうえで、議論全体を総括して自分たちが勝っている理由を説明します。

中学の部 論題について

論題

「日本は選挙の棄権に罰則を設けるべきである。是か非か」

- * 公職選挙法で定めるすべての選挙を対象とする。☑ * 棄権とは、投票しないことであり、白紙投票は含まない。
- * 1回の棄権につき過料1万円を課す。
- * 病気等やむをえない理由による棄権は除く。
- * 収入は選挙についての広報にあてて。



議論のポイント

論題検討委員 佐藤 遼

皆さんの公民の教科書には、日本の政治は「民主主義」を基本にしていると書かれています。しかし近年、「民主主義の危機」という言葉が聞かれるようになりました。選挙という民主的な方法で選ばれたはずのリーダーが、民主制の土台となる権利や自由を脅かしているのではないかと疑われる例も見られます。だからこそ今、「選挙さえあれば民主主義は大丈夫なのか」「投票にはどんな意味があるのか」が問い直されています。今回の論題は、第16回大会から15年ぶりに採用されました。この15年間で世界に起きた変化は、私たちに何を問いかけているのでしょうか。

「投票に行こう」という呼びかけは、選挙のたびに耳にします。では、投票に行くことはなぜ大事なのでしょう。今の民主主義は国民主権を基本としています。本来、政治の決め事を最終的に決める権利は国民にあります。しかし、すべての政策を国民全員で決めることは現実的ではないため、選挙によって代表者を選び、その人たちに政治を託しています。言い換えれば、選挙とは「本当は私に政策を決める権利があるけれど、自分の考えに近い候補者にその役割を託す手続き」です。ところが、日本の投票率は長年低いままで、国際的に見ても低い水準にあります。このような状況でも、本当に国民が政治を決めていると言えるのでしょうか。そこで、思い切って投票に行くことを義務にしてみようか、というのが今回の論題です。

論題では、公職選挙法で定めるすべての選挙を対象とし、病気などやむをえない理由がないにもかかわらず棄権した場合には、1回につき1万円の過料を課します。ただし、白紙投票は認められているため、特定の候補者への投票を強制する制度ではありません。また、過料は刑罰ではないため前科はつかず、収入は選挙についての広報に充てられます。

この論題では、まず投票率が上がることは、ほぼ間違い

ないと考えられています。しかし、真の議論の分かれ目はそこではありません。大切なのは、投票率が上がった先に何が起きるのかです。誰が新たに投票するようになり、その人たちはどのような投票行動をとり、その結果、政治や政策がどのように変わるのか。この一連の流れこそが、試合の中心的な争点になるでしょう。

肯定側は、これまで政治に参加しにくかった若者や所得の低い人など、社会的・経済的に不利な立場にある人々が投票するようになり、政治参加の格差が和らぐと主張することが考えられます。その結果、今まで十分に反映されなかった声が政治に届き、より幅広い国民を意識した政策が実現しやすくなるかもしれません。また、多くの国民が投票することで、選挙で選ばれた政治家や政策の正当性が高まるという考え方もあります。

これに対し否定側は、政治に関心や知識の乏しい人まで罰則によって投票するようになれば、十分に考えないまま投票したり、誤情報や感情的な情報に流されたりする人が増え、政治の意思決定の質が低下すると主張するでしょう。また、多くの票を得るために、長期的な財政よりも目先の利益を優先する「ばらまき政策」が増える可能性も考えられます。

この論題を突き詰めると、「なぜ選挙は民主主義にとって大切なのか」「民主主義とは何を守ろうとする仕組みなのか」という問いに行き着きます。投票率が高ければ、それだけで民主主義は良くなるのでしょうか。それとも、投票の質や自由こそが重要なのでしょうか。教科書に書かれた知識を出発点として、自ら情報を集め、異なる立場の主張を証拠と論理に分けて評価し、自分自身の考えを深めていくこと。それこそが、この論題を考える最大の意義であり、ディベートを通じて身につけてほしい姿勢であるといえるでしょう。

全国大会出場校一覧

中学の部

全24校

近畿・北陸地区

- 奈良 奈良学園登美ヶ丘中学校 (3大会連続11回目)
- 大阪 関西創価中学校 (3大会連続12回目)
- 京都 京都教育大学附属桃山中学校 (2大会連続16回目)

北海道地区

- 北海道 札幌光星中学校 (2大会ぶり5回目)

九州地区

- 福岡 久留米大学附設中学校 (5大会連続7回目)
- 大分 大分大学教育学部附属中学校 (2大会連続15回目)
- 長崎 精道三川台中学校 (7大会ぶり13回目)
- 熊本 熊本マリスト学園中学校 (2大会ぶり8回目)
- 長崎 長崎大学教育学部附属中学校 (初出場)

東北地区

- 福島 福島県立ふたば未来学園中学校 (6大会連続6回目)

中国・四国地区

- 岡山 岡山県立倉敷天城中学校 (初出場)
- 岡山 岡山県立岡山大安寺中等教育学校 (3大会連続11回目)
- 岡山 岡山県立岡山操山中学校 (2大会ぶり13回目)

東海地区

- 愛知 愛知教育大学附属岡崎中学校 (3大会連続5回目)
- 愛知 東海中学校 (20大会連続21回目)
- 愛知 愛知教育大学附属名古屋中学校 (6大会連続12回目)
- 愛知 名古屋中学校 (3大会ぶり4回目)
- 愛知 南山中学校女子部 (3大会連続15回目)

関東甲信越地区

- 千葉 渋谷教育学園幕張中学校 (3大会連続18回目)
- 東京 広尾学園中学校 (2大会連続6回目)
- 東京 開成中学校 (2大会ぶり16回目)
- 東京 創価中学校 (5大会連続26回目)
- 東京 東京都立富士高等学校附属中学校 (2大会連続3回目)
- 埼玉 開智中学校 (7大会連続10回目)



高校の部 論題について

論題

「日本は富裕税を導入すべきである。是か非か」

* ここでいう富裕税とは、日本に居住する個人が保有する純金融資産に対し毎年課税する国税とする。

* 課税の対象は純金融資産のうち3000万円を超える部分とし、税率は1パーセント以上とする。

* 税金の使いみちを特定しない税(普通税)とする。



議論のポイント

論題検討委員 坂上 慎

皆さんは「お金持ち」と聞くと、どのような人を思い浮かべるでしょうか。高い収入を得ている人でしょうか。それとも、多くの財産を持っている人でしょうか。実は、この二つは必ずしも一致しません。働いて得る「所得」が多い人もいれば、預貯金や株式などの「資産」を多く保有している人もいます。政府が税の所得再分配機能を重視するのであれば、お金持ちにより多く税を負担してもらう必要がありますが、近年は所得への課税は見直されてきた一方で、資産への課税には大きな変化がありません。その一方で、日本は諸外国と比べて税負担全体の累進性が低く、高所得層ほど相対的な負担率が低いことも指摘されています。また、資産は保有している人ほど運用によってさらに増やすことができるため、所得以上に格差が固定・拡大しやすいという特徴があります。所得への課税だけで十分なのでしょうか。それとも資産にも新たな課税が必要なののでしょうか。今回の論題は、こうした問題意識を背景として、保有する金融資産への新たな課税、すなわち富裕税の是非を問うものです。

論題でいう富裕税とは、日本に居住する個人が保有する純金融資産のうち3,000万円を超える部分に対し、毎年1%以上を課税する国税です。純金融資産とは、現金や預貯金、株式などの金融資産から借金などの負債を差し引いた金額を指します。また、この税は使い道を定めない普通税であるため、「教育に使う」「社会保障に使う」といった特定の政策を前提に議論することはできません。議論の対象は、税収全体や税制そのものへの影響となります。

富裕税を考えるためには、税金の役割についても理解しておく必要があります。税には、社会の資源配分を調整する役割、所得や資産の格差を緩和する再分配の役割、そして景気を安定させる役割があります。このうち富裕税が期待

されるのは再分配機能です。資産を多く持つ人は、その資産を運用することでさらに資産を増やしやすく、一方で資産を持たない人はその恩恵を受けにくいと、格差は拡大しやすくなります。富裕税は、この資産格差の拡大を抑えることができるのではないかと考えるという考え方に基づく制度です。

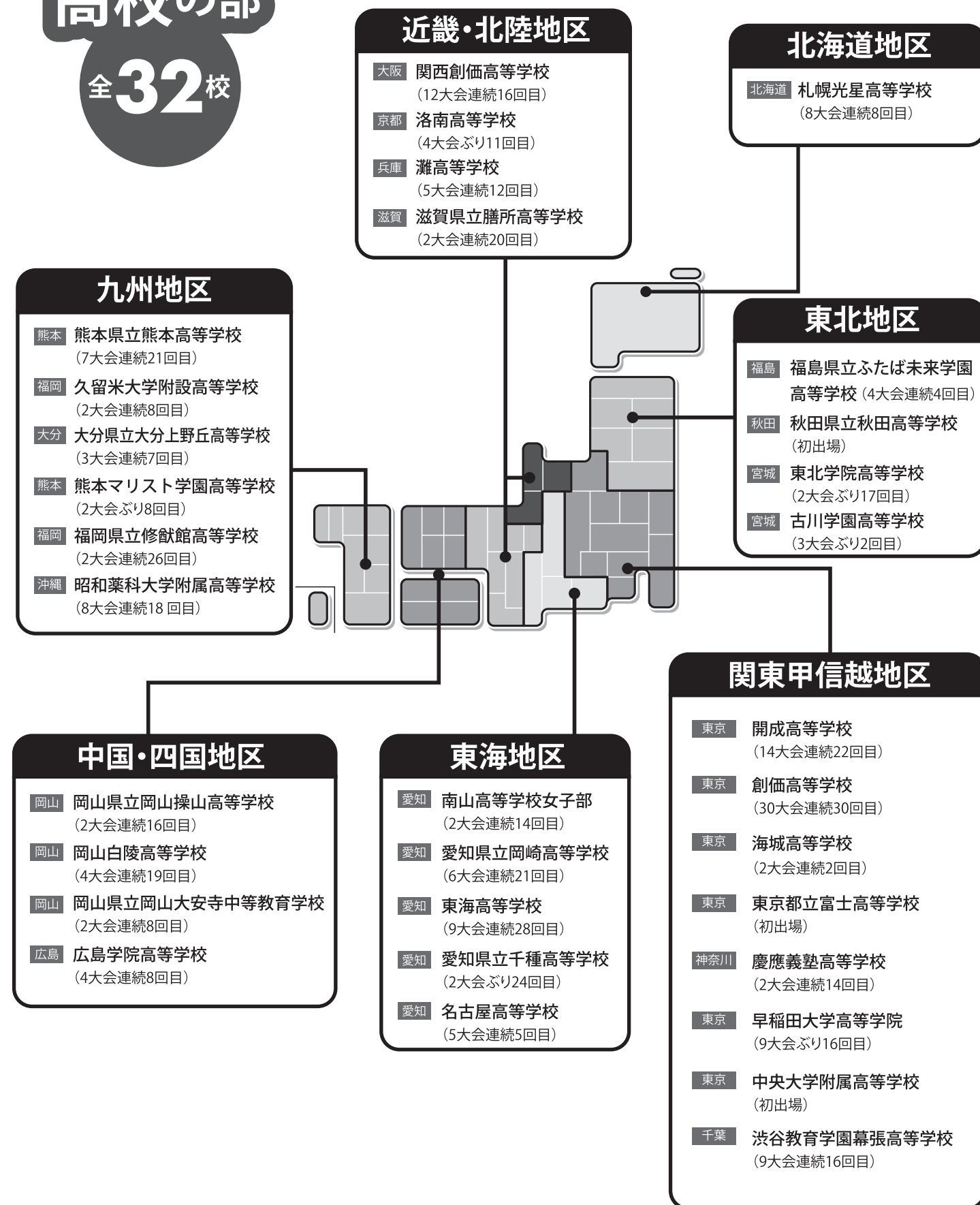
議論の背景には、日本の財政状況もあります。日本は多額の国債残高を抱え、今後も社会保障費の増加が見込まれています。そのため、新たな財源を確保すべきだという考え方がありますが、増税が経済活動を停滞させれば、結果として税収全体が減少する可能性もあります。また、海外ではフランスやスペインなどで富裕税に類似した制度が導入されてきましたが、制度の見直しや縮小も行われており、その効果について評価は分かれています。そのため、海外事例を参考にし、日本との制度や経済状況の違いにも注意する必要があります。

試合では、主な争点は二つになるでしょう。一つは「税収と財政」です。肯定側は、富裕税によって新たな税収を確保し、税制の公平性や財政の改善につながると主張すると考えられます。これに対し否定側は、富裕層が資産や居住地を海外へ移すことで期待した税収が得られず、既存の税収まで減少する可能性を指摘するでしょう。もう一つは「格差と経済」です。肯定側は資産格差の拡大を抑えられることを重視する一方、否定側は投資や消費の減少による景気悪化や雇用への影響を重視すると考えられます。つまり、「税収は本当に増えるのか」「資産格差は改善するのか」「経済への悪影響はどの程度か」が、この論題を理解するうえで最も重要な対立点となるでしょう。富裕税だけでなく、日本の税制全体や財政、税の役割まで視野を広げて考えることが、この論題を理解する第一歩となります。

全国大会出場校一覧

高校の部

全32校



高校の部 組み合わせ

【予選リーグ】

1組

	関西創価	岡崎	渋谷幕張	昭和薬科
関西創価高(大阪)				
岡崎高(愛知)				
渋谷教育学園幕張高(千葉)				
昭和薬科大学附属高(沖縄)				

8/8(土) 集合13:30 【2109教室】 肯定 関西創価 否定 昭和薬科
13:35~14:50 【2111教室】 肯定 岡崎 否定 渋谷幕張

8/8(土) 集合17:00 【2109教室】 肯定 渋谷幕張 否定 関西創価
17:05~18:20 【2111教室】 肯定 昭和薬科 否定 岡崎

8/9(日) 集合11:40 【2109教室】 肯定 関西創価 否定 岡崎
11:45~13:00 【2111教室】 肯定 渋谷幕張 否定 昭和薬科

3組

	開成	秋田	東海	広島学院
開成高(東京)				
秋田高(秋田)				
東海高(愛知)				
広島学院高(広島)				

8/8(土) 集合13:30 【2202教室】 肯定 開成 否定 広島学院
13:35~14:50 【2203教室】 肯定 秋田 否定 東海

8/8(土) 集合17:00 【2202教室】 肯定 東海 否定 開成
17:05~18:20 【2203教室】 肯定 広島学院 否定 秋田

8/9(日) 集合11:40 【2202教室】 肯定 開成 否定 秋田
11:45~13:00 【2203教室】 肯定 東海 否定 広島学院

5組

	創価	大分上野丘	岡山白陵	名古屋
創価高(東京)				
大分上野丘高(大分)				
岡山白陵高(岡山)				
名古屋高(愛知)				

8/8(土) 集合13:30 【2207教室】 肯定 創価 否定 名古屋
13:35~14:50 【2208教室】 肯定 大分上野丘 否定 岡山白陵

8/8(土) 集合17:00 【2207教室】 肯定 岡山白陵 否定 創価
17:05~18:20 【2208教室】 肯定 名古屋 否定 大分上野丘

8/9(日) 集合11:40 【2207教室】 肯定 創価 否定 大分上野丘
11:45~13:00 【2208教室】 肯定 岡山白陵 否定 名古屋

7組

	熊本	洛南	中央	古川学園
熊本高(熊本)				
洛南高(京都)				
中央大学附属高(東京)				
古川学園高(宮城)				

8/8(土) 集合11:25 【2207教室】 肯定 熊本 否定 古川学園
11:30~12:45 【2208教室】 肯定 洛南 否定 中央

8/8(土) 集合15:15 【2207教室】 肯定 中央 否定 熊本
15:20~16:35 【2208教室】 肯定 古川学園 否定 洛南

8/9(日) 集合9:55 【2207教室】 肯定 熊本 否定 洛南
10:00~11:15 【2208教室】 肯定 中央 否定 古川学園

2組

	海城	久留米大附設	東北学院	岡山大安寺
海城高(東京)				
久留米大附設高(福岡)				
東北学院高(宮城)				
岡山大安寺中等(岡山)				

8/8(土) 集合13:30 【2112教室】 肯定 海城 否定 岡山大安寺
13:35~14:50 【2201教室】 肯定 久留米大附設 否定 東北学院

8/8(土) 集合17:00 【2112教室】 肯定 東北学院 否定 海城
17:05~18:20 【2201教室】 肯定 岡山大安寺 否定 久留米大附設

8/9(日) 集合11:40 【2112教室】 肯定 海城 否定 久留米大附設
11:45~13:00 【2201教室】 肯定 東北学院 否定 岡山大安寺

4組

	岡山操山	慶應義塾	灘	修猷館
岡山操山高(岡山)				
慶應義塾高(東京)				
灘高(兵庫)				
修猷館高(福岡)				

8/8(土) 集合13:30 【2204教室】 肯定 岡山操山 否定 修猷館
13:35~14:50 【2205教室】 肯定 慶應義塾 否定 灘

8/8(土) 集合17:00 【2204教室】 肯定 灘 否定 岡山操山
17:05~18:20 【2205教室】 肯定 修猷館 否定 慶應義塾

8/9(日) 集合11:40 【2204教室】 肯定 岡山操山 否定 慶應義塾
11:45~13:00 【2205教室】 肯定 灘 否定 修猷館

6組

	南山女子	早大学院	熊本マリスト	膳所
南山高女子部(愛知)				
早大学院(東京)				
熊本マリスト学園高(熊本)				
膳所高(滋賀)				

8/8(土) 集合13:30 【5101教室】 肯定 南山女子 否定 膳所
13:35~14:50 【5102教室】 肯定 早大学院 否定 熊本マリスト

8/8(土) 集合17:00 【5101教室】 肯定 熊本マリスト 否定 南山女子
17:05~18:20 【5102教室】 肯定 膳所 否定 早大学院

8/9(日) 集合11:40 【5101教室】 肯定 南山女子 否定 早大学院
11:45~13:00 【5102教室】 肯定 熊本マリスト 否定 膳所

8組

	ふたば未来学園	富士	札幌光星	千種
ふたば未来学園高(福島)				
富士高(東京)				
札幌光星高(北海道)				
千種高(愛知)				

8/8(土) 集合11:25 【5101教室】 肯定 ふたば未来学園 否定 千種
11:30~12:45 【5102教室】 肯定 富士 否定 札幌光星

8/8(土) 集合15:15 【5101教室】 肯定 札幌光星 否定 ふたば未来学園
15:20~16:35 【5102教室】 肯定 千種 否定 富士

8/9(日) 集合9:55 【5101教室】 肯定 ふたば未来学園 否定 富士
10:00~11:15 【5102教室】 肯定 札幌光星 否定 千種

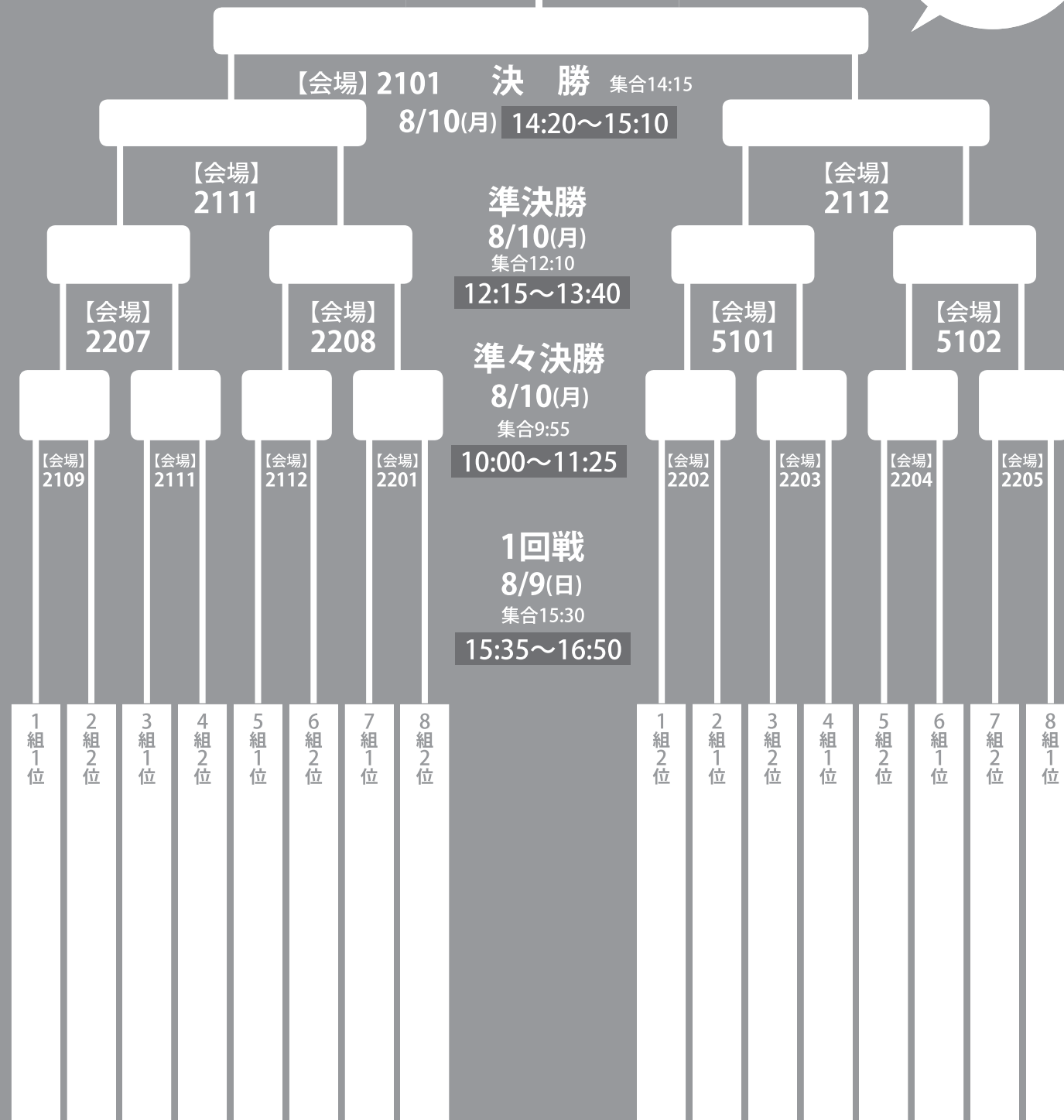
【決勝トーナメント】

優勝



結果発表
16:20~16:40
【会場】2101

さあ
試合結果を
書きこもう!



試合結果の確認はこちらへ!

第31回ディベート甲子園 結果は連盟のWebサイトから
<https://nade.jp/koshien/koshien/31th/schedule/>

中学・高校決勝戦や表彰式の映像を配信予定!
<https://www.youtube.com/dkoshien>



全国中学・高校ディベート選手権ルール

第1条 試合の進行

＜第1項＞ 試合は、大会主催者が定めた論題について日本語で行われます。フォーマットは、別表1・別表2 の通りです。論題に付帯文がある場合には、論題の一部として扱います。

別表1 中学の部 試合フォーマット

肯定側立論	4分	否定側準備時間	1分
		否定側質疑	2分
		否定側準備時間	1分
		否定側立論	4分
肯定側準備時間	1分	否定側準備時間	1分
肯定側質疑	2分	否定側第1反駁	3分
肯定側準備時間	2分	否定側準備時間	2分
肯定側第1反駁	3分	否定側第2反駁	3分
肯定側準備時間	2分	否定側準備時間	2分
肯定側第2反駁	3分		

別表2 高校の部 試合フォーマット

肯定側立論	6分	否定側準備時間	1分
		否定側質疑	3分
		否定側準備時間	1分
		否定側立論	6分
肯定側準備時間	1分	否定側準備時間	1分
肯定側質疑	3分	否定側第1反駁	4分
肯定側準備時間	2分	否定側準備時間	2分
肯定側第1反駁	4分	否定側第2反駁	4分
肯定側準備時間	2分		
肯定側第2反駁	4分		

＜第2項＞ 試合では、原則として4名の選手が立論・質疑・第1反駁・第2反駁の各ステージをそれぞれ担当するものとし、質疑における応答は立論担当者が担当するものとします。出場選手については、大会要綱に従わなくてはなりません。

＜第3項＞ 試合は、司会者の指示によって進行します。選手、聴衆は、司会者の指示に従わなくてはなりません。

第2条 各ステージの役割

＜第1項＞ 肯定側立論は、論題を肯定するためのプランを示し、そのプランからどのようなメリットが発生するかを論証するものとします。

否定側立論は、現状維持の立場をとるものとし、主に肯定側のプランからどのようなデメリットが発生するかを論証するものとします。

＜第2項＞ 質疑では立論の内容などについて質問を行い、質疑での応答は立論の補足として扱われます。

＜第3項＞ 反駁は、主に、メリット（あるいはデメリット）に対する反論、反論に対する再反論、メリットとデメリットの大きさの比較を行います。

第3条 議論における注意事項

＜第1項＞ 議論の論証のために、文献等をスピーチで引用することができます。

引用に当たっては、別に定める細則A（証拠資料に関する細則）に従わなくてはなりません。

＜第2項＞ 質疑で明らかとなった情報を議論に生かすためには、その後の立論や反駁で改めて述べる必要があります。

＜第3項＞ 相手が持ち出した主張・根拠に反論する場合を除き、立論で提出されず反駁で新たに主張や根拠を提出することはできません。

第4条 判定

＜第1項＞ 試合の判定は、本条に基づき審判が行います。審判は、メリットがデメリットより大きいと判断した場合には肯定側、そうでないと判断した場合は否定側に投票します。引き分けの投票をすることはありません。

＜第2項＞ 各審判はそれぞれ独立して投票し、多くの審判の票を獲得した側が勝利となります。

ただし、細則Bの規定に違反した場合や、その他大会要綱に違反したことが試合中または試合後に判明した場合はこの限りではありません。

＜第3項＞ 審判は個々の論点について以下のように判断を行います。

1. 一方のチームが根拠を伴って主張した点について、相手チームが受け入れた場合、あるいは反論を行わなかった場合、根拠の信憑性をもとに審判がその主張の採否を判断します。
2. 一方のチームの主張に対して相手チームから反論があった場合には、審判は両者の根拠を比較して主張の採否を決定します。

3. 証拠資料については、細則Aの規定を踏まえて、資料の内容や出典の信憑性をもとに評価します。

細則Aに違反した場合、引用した証拠資料の信憑性が低く評価され、あるいは証拠資料として引用されなかったものと判断されます。

4. 立論で提出されず、反駁で新たに提出された主張・根拠（新しい議論）は、判定の対象から除外します。ただし、相手の持ち出した主張・根拠に反論する必要から生じた主張・根拠はこの場合にあたりません。
5. 相手チームの主張・根拠に対する反論のうち、第1 反駁で行えたにもかかわらず第2 反駁で初めて提出されたもの（遅すぎる反論）は、判定の対象から除外します。

＜第4項＞ 審判は、個々のメリットあるいはデメリットについて、以下の3 点について検証を行い、大きさの判断を行います。

1. プランを導入しなければ、そのメリットあるいはデメリットは発生しないこと。
2. プランを導入すれば、そのメリットあるいはデメリットが発生すること。
3. そのメリットあるいはデメリットが重要・深刻な問題であること。

＜第5項＞ 審判は、個々のメリット、デメリットの判断をもとに、メリットの合計とデメリットの合計の比較を行い、どちらに投票するかを決定します。その際、比較の価値基準が試合中に提示されていれば、その立証の程度に応じて反映します。

第5条 コミュニケーション点

＜第1項＞ 各審判は、話し方、スピーチの速度、議論の構成などを総合し、分かりやすいスピーチであったかという観点からコミュニケーション点を採点します。

質疑・応答のステージでは、相手方とかみ合ったやり取りをしているかという観点についてもコミュニケーション点において評価します。

＜第2項＞ コミュニケーション点の採点は、立論・質疑・応答・第1反駁・第2反駁のそれぞれについて、以下の基準に基づいて行います。

各審判が各ステージについて採点したコミュニケーション点を合計したものをチームのコミュニケーション点とします。

- 5点 非常に優れている
- 4点 優れている
- 3点 普通
- 2点 改善の必要がややある
- 1点 改善の必要がかなりある

第6条 反則行為と処分

＜第1項＞ 選手等に反則行為があったことが試合中または試合後に判明した場合、別に定める細則B（反則に関する細則）や大会要綱に基づき、審判団や大会主催者の判断で敗戦や大会失格等の処分を受けることがあります。

細則 A（証拠資料に関する細則）

第1条

証拠資料として認められるものは、書籍、新聞、雑誌等、紙媒体に記録されたもの、またはインターネット上で流布している情報で、日本国内において広くアクセス可能なものとします。

2. 独自に行ったインタビューやアンケート等については、その調査対象や調査手法、調査時期の妥当性に応じて信憑性が評価され、証拠資料と認められる場合があります。

第2条

図や表の証拠資料を引用する場合は口頭で読み上げるものとし、視覚的に掲示することは認められません。

2. 外国語の文献をそのまま引用すること、もしくは独自に翻訳して引用することは認められません。

第3条

試合で引用する証拠資料については、引用する文面（中略した場合は中略した部分の文面を含みます）を記録し、請求に応じて提出できるように用意しておかなければなりません。

第4条

試合で引用する証拠資料については、引用した証拠資料を第三者が確認できるよう、出典に関する情報を記録し、請求に応じて提出できるように用意しておかなければなりません。

出典に関する情報とは、例えば、別表3のC欄の内容を指します。

第5条

証拠資料を引用する際には、記録した出典に関する情報のうち、信憑性の判断に特に関わる項目を示さなければなりません。信憑性の判断に特に関わる項目とは、例えば、別表3のB欄の内容を指します。

第6条

証拠資料を引用する際には、引用の開始部分と終了部分を明示した上で、原典の文面をそのまま引用しなければなりません。

2. 証拠資料を引用する際には、元の文意を損なわない範囲で行わなければなりません。

特に、証拠資料の文面を中略する場合は、中略を行ったことを引用中に明示しなければなりません。

第7条

各チームは、自分たちの準備時間中に、相手チームがそれまでに引用した証拠資料の文面(中略した文面を含みます)及び出典に関する情報(以下、「証拠資料の文面等」といいます)の提出を求めることができます。

2. 審判は、準備時間中及び肯定側第2反駁終了直後に、各チームがそれまでに引用した証拠資料の文面等の提出を求めることができます。

第8条

審判あるいは相手チームから、それまでに引用した証拠資料の文面等の提出を求められた場合、その準備時間中にその証拠資料の文面等を提出しなくてはなりません。

2. 前項の求めに応じることができないまま準備時間が終了してしまったとしても、提出する側は依然として提出する義務を負います。その場合、いずれの側のものであっても、次の準備時間中に提出しなければなりません。

第9条

証拠資料の文面等の提出を受けたチームは、その準備時間の終了までに証拠資料の文面等を返却しなければなりません。

別表3

A.引用する資料	B.引用時に読み上げるべき出典情報	C.記録しておき、請求に応じて提出すべき出典情報
書籍、雑誌記事	著者の肩書・氏名、発行年 ※1、※2、※3	左記に加え、書名または雑誌名+巻号、引用部分のページ数
インターネット上の情報	著者の肩書、氏名、情報掲載年 ※1、※3、※4	サイトにアクセスした日付、サイトのURL
新聞	新聞名、発行年 ※3	左記に加え、発行年月日
独自のインタビュー・アンケート	独自の調査であること自体の明示、調査対象、調査手法、調査時期	左記に加え、調査の詳細

※1 著者が組織の場合は、組織名を示す

※2 編著の場合は、引用部分を執筆した著者の肩書・氏名を示す

※3 引用した文面中に、出典として示した著者以外の人物による

発言や文章が含まれる場合は、その発言者の肩書・氏名を示す

※4 情報掲載年が不明の場合は、「掲載年不明」と示す

細則 B (反則に関する細則)

第1条

各審判は第3条に規定する各種の反則行為に対し、注意や制止をしたり、コミュニケーション点を減点したりすることができます。

第2条

第1条に規定する反則行為への対処・処分は、選手からの指摘の有無に拘わらず、審判独自の判断によって行うことができます。

第3条

次の行為があったときは反則として、悪質な場合、審判団の判断でその試合を敗戦にすることがあります。

1号 選手が、試合前に届けられたステージと異なるステージを担当したとき。

2号 スピーチ中の選手に対して、他の選手が口頭でアドバイスをを行ったとき。

3号 私語等により、スピーチの聞き取りを妨げる行為を行ったとき。

4号 審判や相手チームから証拠資料の提出が求められた際、これに応じないとき。

5号 証拠資料を捏造(ねつぞう)して使用したとき。

6号 証拠資料として元の文章を改変したものを引用したり、元の文意を変えるような不適切な省略をしたとき。

7号 選手等が司会者や審判の指示に従わず、試合の継続が困難と判断されるとき。

8号 選手が、試合中にチームの選手以外の者と相談をしたとき。

9号 選手が、試合中に電話・パソコン等を使用して通信したとき。

10号 その他、試合中、選手に著しくマナーに反する行為があったとき。

第4条

前条各号の反則行為があったと考えられる場合、出場選手は試合中あるいは肯定側第2反駁直後に審判に申し出ることができます。その際は、相手チームのどの行為が、どの反則行為に該当するのかを明示しなければなりません。

第5条

第3条各号の行為のほか、大会要綱に従い、主催者の判断でその試合の敗戦または大会の失格にすることがあります。

第6条

第3条各号または第5条の規定により敗戦となったチームが生じた場合、相手チームがその試合において全ての審判の票を得たものとみなし、コミュニケーション点は0点とします。

第7条

第3条各号または第5条の規定により双方のチームが敗戦または失格となった場合、各チームは、その試合において一切の票を得なかったものとみなし、コミュニケーション点は0点とします。

ディベート甲子園ガイドライン

ディベート甲子園の試合は、「全国中学高校ディベート選手権ルール」にもとづいて行われます。

このガイドラインは、ルールには定めていないことで、選手の皆さんに連盟が推奨する事項を示すものです。

1. コミュニケーション

選手は、発言内容を審判・聴衆・相手チームにわかりやすく伝えるようにしましょう。

発言内容がどんなに優れたものであっても、審判が発言内容を適切に理解できなければ判定に考慮されません。わかりやすく伝えるため、以下に具体的な留意点を示します。

1) 話し方

選手は、明瞭な発音、適切な速度などを心がけ、十分な声量でスピーチを行いましょう。日頃、滑舌をよくするための練習を心がけましょう。

2) スピーチの構成

例えばナンバリング・ラベリング・サインポスティングなどの手法があります。

ナンバリングとは、それぞれの議論に番号を付けその区切りと数を明確にすることです。

ラベリングとは、それぞれの議論にその内容を端的に表す見出し(ラベル)を付けることです。

サインポスティングとは、これから話す内容がどの論点に対するものであるのかを、論点の番号や見出しを用いて示すものです。

選手は、ナンバリング・ラベリング・サインポスティングを適切に行い、わかりやすいスピーチを行いましょう。

3) スピーチの姿勢

原稿ばかりを見るのではなく、顔を上げて、審判・聴衆に伝わっているかを適宜確認しながらスピーチを行うようにしましょう。

4) スピーチの速度

聞きやすいスピーチの速度は、およそ1分間に350～400字程度といわれています。
400字程度を目安に、練習をしておきましょう。

2. メリット・デメリットの数

根拠を十分に述べず主張だけを述べても、ディベートでは意味がありません。限られた時間の中で立証するのですから、メリット・デメリットの数は一つか二つにするようにしましょう。

判定では、メリット・デメリットの数ではなく立証されたメリット・デメリットの大きさが問われます。

3. 立論の構成例

立論は、わかりやすく構成を工夫してください。
参考のために、構成例を示します。なお、論題・付帯文は立論中で改めて述べる必要はありません。

[肯定側立論の構成例1]

メリットは～です。(ラベルで示します)
プランを実施すると～というメリットが発生します。
そのメリットは極めて重要なものです。
現状のままプランを取らなければこのメリットは発生しません。

[肯定側立論の構成例2]

メリットは～です。(ラベルで示します) 現状のままでは解決が難しい～という問題があります。
その問題は極めて深刻な問題です。
そこで、以下のプランを提案します。このプランによって、問題は解決されます。

[否定側立論の例]

デメリットは～です。(ラベルで示します)
プランを実施すると～というデメリットが発生します。
そのデメリットは極めて深刻なものです。
現状のままプランを取らなければこのデメリットは発生しません。



審査基準に関する解説 試合運営委員会

ここでは、「全国中学・高校ディベート選手権ルール」に定められている審判の判定の方法について、より具体的な評価の流れを理解できるよう、よくある質問に対する答えも交えて

1 審判の基本理念

ディベートの試合では、選手がそれぞれ考え抜いた議論を展開し、審判を説得しようと試みます。審判をするにあたっては、ディベートにかける選手の意気込みや、ディベートの持つ効果を尊重し、公平かつ教育的な態度で議論を評価することが求められます。有効ではない議論が出された場合でも、それを頭ごなしに否定するのではなく、なぜ評価できなかったのかをきちんと説明し、選手が今後よりよい議論を行うことができるように努めなければなりません。選手に「立証責任」が課せられるように、審判にも「説明責任」が課せられています。

2 判定の基本

(1) 審判は、試合中に論じられた議論の内容を客観的に比較することで、論題が肯定あるいは否定されたかを合理的に判断します。ディベート甲子園では、中学生や高校生がディベートに取り組みやすくするために、独自の判定ルールを定めており、このルールのもとになっている考え方を、「メリット・デメリット比較方式」と呼びます。現行のルールは、次のような特徴を持ちます。

- 1) 肯定側は論題を肯定するプランを提示し、否定側は現状維持の立場をとります。
- 2) 肯定側はプランによって生じるメリットを示し、否定側はプランによって生じるデメリットを示します。
- 3) メリットが発生し、かつ、メリットがデメリットよりも大きいということが論証されれば肯定側、そうでなければ否定側に投票することになります。メリット・デメリットの大きさが同じ、あるいはどちらも成立していない場合には、あえて現状を変更する必要はないと考え、否定側に投票することとなります(引き分けは認められません)。
- 4) 各審判が個別に投票した結果を集計し、多数決で勝敗が決定されます。

(2) このとき、審判が勝敗を判定するために行わなければならないことは、以下の3点です。

- 1) 試合中選手が説明する議論を注意深く聞き、必ずメモ(フローシート)をとり、判断の材料として活用します。
- 2) 試合の中で出された議論やそれに対する反論を聞いて、メリット、デメリットを個別に評価します。
評価は以下の手順を基本に行います。
 - ① 個別の議論の決着をつけます。
 - ② ①がメリット・デメリット全体に与える影響を評価し、メリット/デメリットの大きさを判断します。
＊メリット/デメリットは「論題採択前後の問題の解決量/問題発生之差」×「問題の重要度」で大きさが決定されます。
審判は個別の議論がメリット・デメリットの大きさにどの程度影響しているかを判断します。
 - ③ ②で評価したメリットの大きさとデメリットの大きさを比べ、メリットが大きいと考えれば肯定側に、それ以外であれば否定側に投票します。

3 コミュニケーション点

(1) コミュニケーション点の趣旨

ディベート甲子園では、勝敗とは別にコミュニケーション点を評価します。審判は、肯定側・否定側の全てのスピーチについて、各ステージに5点満点でコミュニケーションについての点数をつけます。これは、選手にわかりやすく伝えることの重要さを意識させ、コミュニケーション能力向上の動機とするための制度です。また、予選リーグなどで順位を決定する必要がある際に、勝ち数や得票数に準じた評価要素としても用いられるので、大会結果にも関係する重要な要素となります。

(2) 採点方法

1) コミュニケーションの計算方法

コミュニケーション点の採点方法は、その合計(各チーム5点×5スピーチ=25点満点)からチームのマナーに関する減点(最大5点減点)をすることで行います。各審判がこのようにそれぞれ採点し、各審判が出した点数を合計したものが、チームのコミュニケーション点となります。

2) コミュニケーション点の採点基準

コミュニケーション点の採点に当たっては、ガイドライン1項に挙げられた要素(話し方、スピーチの構成、スピーチの姿勢、スピーチの速度)などを総合し、分かりやすいスピーチであったかを評価します。なお、コミュニケーション点は投票とは独立して採点されるものであり、その評価は議論の優劣とは別に評価します。上記の説明を踏まえた上で、各審判はコミュニケーション点を個別に判断し、点数はおおむね3点が平均となるように採点を行います。

4 その他 ～よくある疑問について～

Q1 どのような人が審判として参加しているのか？

A

ディベート教育に長く携わっている方や選手としての経験が豊富な方が審判を務めます。ディベート甲子園には3日間で延べ200人近くの大學生から社会人まで幅広い年齢層の方が参加し、豊富な選手としての経験や長年ディベート教育に携わってきた知見をいかして審判をしています。また、審判は日頃より審判技術の向上のため、全国教室ディベート連盟や全日本ディベート連盟が主催する「審判講座」・「ジャッジインターン」などを受講しています。

Q2 審判の判定はなぜ割れるのか？

A

審判は合議ではなく、独立して判定を下すため、その多数決によって勝敗が決定されます。ディベートは限られた時間の中で複数の議論が提示されるため、選手が試合中に全ての点について十分な議論をすることは難しいです。そのため、選手の説明の度合いに応じて、審判各々の「解釈」にズレが生じることがあり、判定結果が異なることもあります。従って、勝敗を告げる際には、どのポイントで解釈が分かれたのか、その理由は何か、どうすれば解釈を一致させることができたのかといった点に注意をしてコメントすることを心がけています。

Q3 選手が提示していた議論は一般的あるいは学術的に考えるとおかしい場合、審判はどのように対応しているのか？

A

審判は原則、試合中に提出された議論を評価の対象とします。仮に、審判は論題について精通しており、選手が提出した議論に不備があったことに気付いても、あくまで試合で議論された内容の根拠に応じて評価を行います。

Q4 選手が最後のスピーチでいいことを言っていたのに評価されないことがあるのはなぜか？

A

「新しい議論」・「遅い反駁」は評価の対象としません。
選手が反駁の段階で新たなメリット・デメリットを提出した場合、議論の深まりを妨げることなどを理由として、どんなによい議論でも評価の対象とはしません。また、選手は自分達の議論に対して反駁がなされ、再反駁が必要と判断した場合、相手の反駁の直後に再反駁をすることが求められます。それ以外の場面で再反駁を行っても、審判は遅い反駁とみなし、原則としては評価の対象にはなりません。

Q5 選手がたくさん話していたチームが負けて、あまり話していなかったチームが勝つことがあるのはなぜか？

A

スピーチの量と評価は必ずしも比例するものではありません。
ディベートでは制限時間を目いっぱい使って、大量の議論を提示することがあります。一方で、比較的ゆっくりとした口調で限られた数の議論を提示することもあります。どちらの方法がよいとは、一概にいえるものではなく、あくまで審判はスピーチと議論の「質」を相手と比べて評価を行います。議論の数が多いからといって的を射たものでなければ意味がありませんし、聞き取りやすいスピードであったとしても個別の議論の論証が弱くては評価できるものではありません。

Q6 肯定側はメリットを1つしか出していないのに、デメリットを2つ出した否定側に勝つのはなぜか？

A

メリット・デメリットの個数比で判定は決まりません。
ディベート甲子園では立論中で提示できるメリット・デメリットの個数を制約してはいないため、例えばメリット1つ対デメリット4つという状況も発生することがあります。しかし審判は単純にデメリットの個数が多いから否定側に投票する、というような形で判定を行うことはありません。メリットは1つでも非常に重要な問題が解決できるのに対し、デメリットは4つあるもののいずれも些細な問題しか発生しないという場合、メリット1つであってもデメリット4つを足し合わせたものより大きいと判断されれば、問題の大きさ同士を比較して肯定側に投票するということが十分に考えられます。

過去の論題と優勝校

中学の部

第1回 1996年	「日本はサマータイム制を導入すべし。是か非か」 ※初優勝 優勝 千葉 渋谷教育学園幕張高校附属中学校
第2回 1997年	「日本は選挙の棄権に罰則を設けるべし。是か非か」 優勝 神奈川 横浜国立若葉台西中学校 ※初優勝
第3回 1998年	「日本はごみ収集を有料化すべきである。是か非か」 優勝 東京 創価中学校 ※初優勝
第4回 1999年	「日本はサマータイム制を導入すべきである。是か非か」 優勝 東京 創価中学校 ※2年連続2回目
第5回 2000年	「日本は死刑制度を廃止すべきである。是か非か」 優勝 愛知 小牧市立光ヶ丘中学校 ※初優勝
第6回 2001年	「日本は環境税を導入すべきである。是か非か」 優勝 東京 創価中学校 ※2年ぶり3回目
第7回 2002年	「日本は未成年者の携帯電話使用を大幅に制限すべきである。是か非か」 優勝 福島 会津若松市立第二中学校 ※初優勝
第8回 2003年	「地方自治体は中学生以上による住民投票制度を制定すべきである。是か非か」 優勝 長崎 青雲中学校 ※初優勝
第9回 2004年	「日本は救急車の利用を有料化すべきである。是か非か」 優勝 福岡 九州国際大学付属中学校 ※初優勝
第10回 2005年	「日本はレジ袋税を導入すべきである。是か非か」 優勝 愛知 滝中学校 ※初優勝
第11回 2006年	「日本はすべての動物園を廃止すべきである。是か非か」 優勝 愛知 東海中学校 ※初優勝
第12回 2007年	「日本は小売店の深夜営業を禁止すべきである。是か非か」 優勝 東京 創価中学校 ※6年ぶり4回目
第13回 2008年	「日本は中学生以下の携帯電話の使用を禁止すべきである。是か非か」 優勝 東京 創価中学校 ※2年連続5回目
第14回 2009年	「日本はすべての乗用自動車を電気自動車に切り換えるべきである。是か非か」 優勝 愛知 東海中学校 ※3年ぶり2回目

第15回 2010年	「日本はペットの売買を禁止すべきである。是か非か」 優勝 岡山 岡山白陵中学校 ※初優勝
第16回 2011年	「日本は選挙の棄権に罰則を設けるべきである。是か非か」 優勝 東京 創価中学校 ※3年ぶり6回目
第17回 2012年	「日本は救急車の利用を有料化すべきである。是か非か」 優勝 愛知 東海中学校 ※3年ぶり3回目
第18回 2013年	「日本は飲食店にドギーバッグの常備を義務づけるべきである。是か非か」 優勝 東京 創価中学校 ※2年ぶり7回目
第19回 2014年	「日本は捕鯨を禁止すべきである。是か非か」 優勝 東京 創価中学校 ※2年連続8回目
第20回 2015年	「日本は刑事事件における実名報道を禁止すべきである。是か非か」 優勝 東京 開成中学校 ※初優勝
第21回 2016年	「日本は地方公共団体の首長の多選を禁止すべきである。是か非か」 優勝 岡山 岡山白陵中学校 ※6年ぶり2回目
第22回 2017年	「日本は小売店の深夜営業を禁止すべきである。是か非か」 ※21年ぶり2回目 優勝 千葉 渋谷教育学園幕張中学校
第23回 2018年	「日本はすべての飲食店に対して、店内での全面禁煙を義務付けるべきである。是か非か」 優勝 熊本 熊本市立出水中学校 ※初優勝
第24回 2019年	「日本はタクシーに関する規制を大幅に緩和すべきである。是か非か」 優勝 東京 創価中学校 ※5年ぶり9回目
第25回 2020年	中 止
第26回 2021年	「日本は中学校高等学校の部活動制度を廃止すべきである。是か非か」 優勝 愛知 東海中学校 ※9年ぶり4回目
第27回 2022年	「日本は中学生以下のスマートフォンなどの使用を禁止すべきである。是か非か」 優勝 大阪 関西創価中学校 ※初優勝
第28回 2023年	「日本は鉄道の運賃を自由化すべきである。是か非か」 優勝 愛知 東海中学校 ※2年ぶり5回目
第29回 2024年	「日本は国政選挙においてインターネット投票を導入すべきである。是か非か」 優勝 愛知 愛知教育大学附属岡崎中学校 ※初優勝
第30回 2025年	「日本は中学生以下の SNS の利用を全面的に禁止すべきである。是か非か」 優勝 東京 東京 創価中学校 ※6年ぶり10回目

高校の部

第1回 1996年	「日本は首相公選制を導入すべし。是か非か」 優勝 茨城 江戸川学園取手高校 ※初優勝
第2回 1997年	「日本は首都機能を移転すべし。是か非か」 優勝 東京 創価高校 ※初優勝
第3回 1998年	「日本は積極的安楽死を法的に認めるべきである。是か非か」 優勝 愛知 東海高校 ※初優勝
第4回 1999年	「日本は刑事裁判に陪審制を導入すべきである。是か非か」 優勝 愛知 東海高校 ※2年連続2回目
第5回 2000年	「日本はすべての原子力発電を代替発電に切り替えるべきである。是か非か」 優勝 岐阜 県立岐阜高校 ※初優勝
第6回 2001年	「日本は道州制を導入すべきである。是か非か」 優勝 福岡 県立修猷館高校 ※初優勝
第7回 2002年	「日本は遺伝子組み換え食品の販売を禁止すべきである。是か非か」 優勝 東京 創価高校 ※5年ぶり2回目
第8回 2003年	「日本は積極的安楽死を法的に認めるべきである。是か非か」 優勝 東京 創価高校 ※2年連続3回目
第9回 2004年	「日本はすべての原子力発電を代替発電に切り替えるべきである。是か非か」 優勝 東京 創価高校 ※3年連続4回目
第10回 2005年	「日本は炭素税を導入すべきである。是か非か」 優勝 滋賀 県立膳所高校 ※初優勝
第11回 2006年	「日本は道州制を導入すべきである。是か非か」 優勝 福島 県立会津高校 ※初優勝
第12回 2007年	「日本は18歳以上の国民に選挙権・被選挙権を認めるべきである。是か非か」 優勝 東京 創価高校 ※3年ぶり5回目
第13回 2008年	「日本は労働者派遣を禁止すべきである。是か非か」 優勝 愛知 南山高校女子部 ※初優勝
第14回 2009年	「日本は国会を一院制にすべきである。是か非か」 優勝 東京 早稲田大学高等学院 ※初優勝

第15回 2010年	「日本は積極的安楽死を法的に認めるべきである。是か非か」 優勝 京都 洛南高校 ※初優勝
第16回 2011年	「日本は道州制を導入すべきである。是か非か」 優勝 北海道 北嶺高校 ※初優勝
第17回 2012年	「日本は死刑制度を廃止すべきである。是か非か」 優勝 愛知 東海高校 ※13年ぶり3回目
第18回 2013年	「日本は首相公選制を導入すべきである。是か非か」 優勝 岡山 岡山白陵高校 ※初優勝
第19回 2014年	「日本は外国人労働者の受け入れを拡大すべきである。是か非か」 優勝 東京 創価高校 ※7年ぶり6回目
第20回 2015年	「日本は裁判員制度を廃止すべきである。是か非か」 優勝 熊本 熊本マリスト学園高校 ※初優勝
第21回 2016年	「日本は国民投票制度を導入すべきである。是か非か」 優勝 愛知 県立岡崎高校 ※初優勝
第22回 2017年	「日本は企業に対する正社員の解雇規制を緩和すべきである。是か非か」 優勝 神奈川 慶應義塾高校 ※初優勝
第23回 2018年	「日本は国会を一院制にすべきである。是か非か」 優勝 埼玉 開智高校 ※初優勝
第24回 2019年	「日本はフェイクニュースを規制すべきである。是か非か」 優勝 東京 創価高校 ※5年ぶり7回目
第25回 2020年	中 止
第26回 2021年	「日本は積極的安楽死を法的に認めるべきである。是か非か」 優勝 神奈川 慶應義塾高校 ※4年ぶり2回目
第27回 2022年	「日本はすべての石炭火力発電を代替発電に切り替えるべきである。是か非か」 優勝 愛知 県立岡崎高校 ※6年ぶり2回目
第28回 2023年	「日本は有罪判決を受けた者に対する電子監視制度を導入すべきである。是か非か」 優勝 愛知 東海高校 ※11年ぶり4回目
第29回 2024年	「日本は内閣による衆議院の解散権を制限すべきである。是か非か」 優勝 愛知 県立岡崎高校 ※2年ぶり3回目
第30回 2025年	「日本はあらゆる犯罪を司法取引制度の対象とすべきである。是か非か」 優勝 東京 東京都立小石川中等教育学校 ※初優勝

会場地図

千葉大学

西千葉キャンパス教育学部

〒263-8522

千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33

Debate Koshien 2026

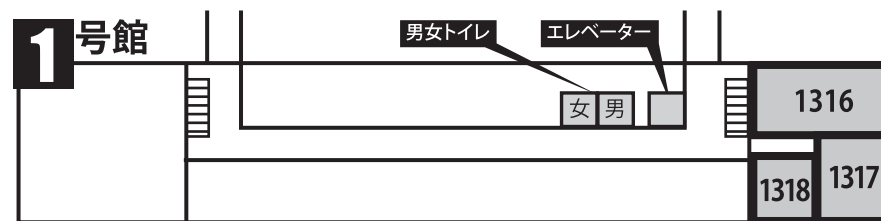
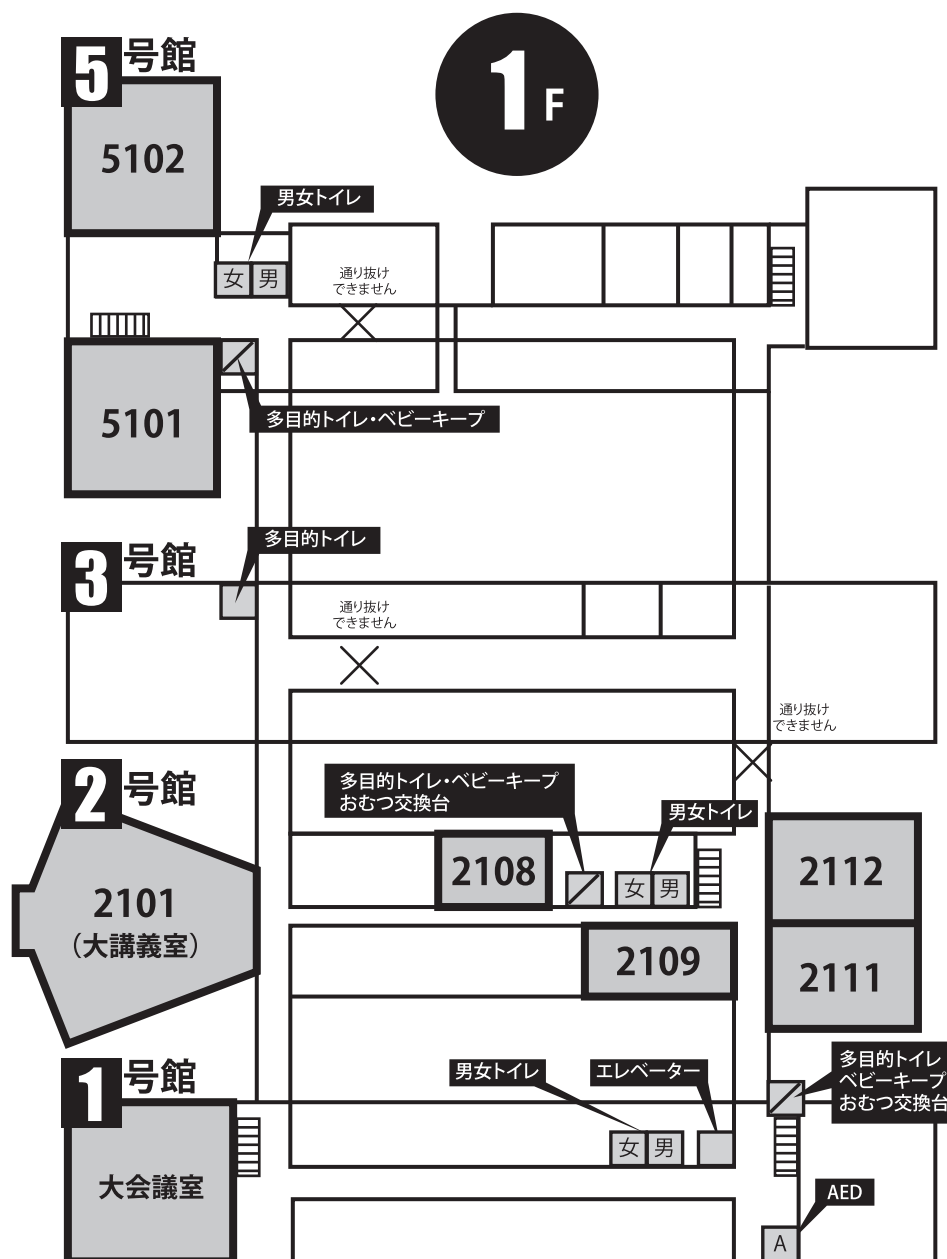
維持会員募集中!

ディベート甲子園を毎年3,000円のご寄付で
ご支援頂ける仕組みです。クレジットカードで
簡単にお申込み頂けます。

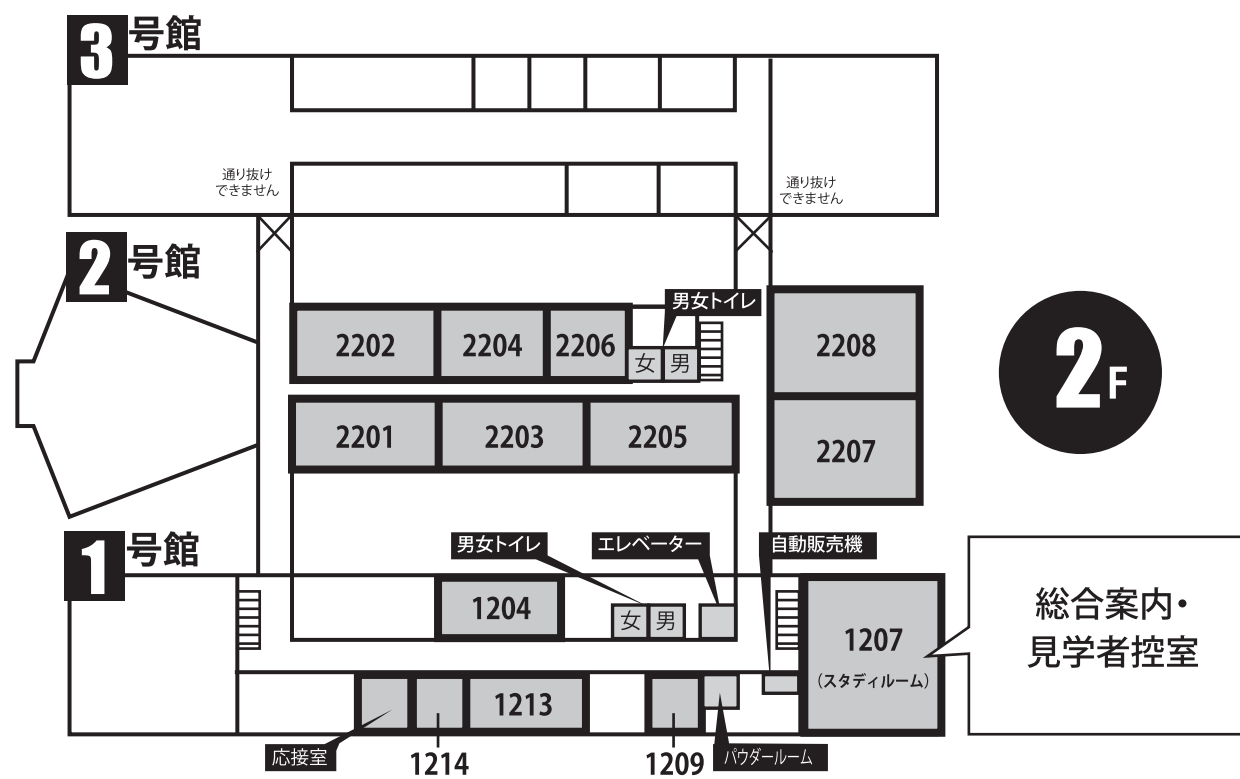
豊かな対話ができる社会のために、お力をお貸し頂けませんか。

詳細はこちらから。

<https://congrant.com/project/nade/14755>



3F



2F

総合案内・
見学者控室

※飲料自販機は教育学部棟をでて正門方向への順路上、
大会会館脇にもございます。

全国教室

ディベート連盟連絡先

全国教室ディベート連盟事務所

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町1丁目8-4

アルテール秋葉原708

✉ jimukyoku@nade.jp

URL: <https://nade.jp>

北海道

北海道支部

支部長 佐々木智之

〒061-2284 札幌市南区藤野4条2丁目4-46

佐々木智之方

TEL/FAX: 011-592-0702

✉ tsasaki@hus.ac.jp

URL <http://nade-hokkaido.com/>

青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島

東北支部

支部長 江間史明

〒990-8560 山形市小白川町1-4-12

山形大学地域教育文化学部 江間研究室 気付

TEL/FAX: 023-628-4390

✉ tohoku@nade.jp

URL <http://tohoku.nade.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/nade.tohoku>

東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨・新潟・長野

関東甲信越支部

支部長 今村肇

〒114-8574 東京都北区中里3-12-2

女子聖学院高校 筑田周一 気付

TEL: 050-5435-3846

✉ kanto@nade.jp

URL <http://nade-kanto.info/>

大阪・京都・滋賀・奈良・和歌山・兵庫

近畿支部

支部長 田中曜次

〒607-8175 京都市山科区大宅山田町34

京都橘大学 池田修 気付

TEL: 075-574-4232(直通) FAX: 075-574-4232

✉ ikedata@tachibana-u.ac.jp

URL <http://nade-kinki.main.jp/>

岡山・広島・山口・島根・鳥取・香川・愛媛・徳島・高知

中国・四国支部

支部長 坂田好保

〒709-0715 岡山県赤磐市勢力588

岡山白陵中学校・高等学校 坂田好保 気付

TEL: 086-995-1255(代表) FAX: 086-995-1257

✉ nade.debate.cs@gmail.com

URL <http://nade-chugokushikoku-debate.blog.jp/>

愛知・岐阜・三重・静岡

東海支部

支部長 吉田あけみ

〒470-0136 愛知県日進市竹の山3丁目2005番地

椋山女学園大学人間関係学部 吉田あけみ 気付

TEL: 0561-74-1466(直通) FAX: 0561-74-3112(学科事務室)

✉ toukai.nade@gmail.com

URL <http://tokai.nade.jp/>

富山・石川・福井

北陸支部

支部長 宮城信

〒930-8555 富山県富山市五福3190

富山大学人間発達科学部 宮城研究室 気付

TEL: 076-445-6266

✉ hokuriku_debate@yahoo.co.jp

URL http://blog.livedoor.jp/debate_hokurikusibu/

福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

九州支部

支部長 大賀哲

〒860-0803 熊本県熊本市中央区新市街4-13

安田ビル4-B クランボンスクール株式会社 気付

✉ nadekyushu@gmail.com

URL <https://nadekyushu.wixsite.com/home>